

総合的な子ども家庭支援体制の 構築と環境整備について (資料)

児童相談所設置調整課

1-1 社会的な背景

少子高齢化の進行、核家族化やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化など

児童虐待の相談対応件数や不登校の件数の増加

子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもや若者、家庭をめぐる様々な課題の深刻化

1-2 区の実組

- 目黒区子ども条例に則った施策の推進
（目黒区子ども総合計画）
- 令和3年7月、「区立児童相談所に向けた基本的な考え方」を策定
- 令和4年3月
目黒区基本計画
総合的な子ども家庭支援体制の構築
目黒区実施計画
 - ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターの連携強化
 - ・東京都児童相談所のサテライトオフィス誘致

1-3 国の取組①

令和4年 児童福祉法改正（令和6年4月施行）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

- こども家庭センターの設置
- 身近な子育て支援の場における相談機関の整備
- 児童発達支援センターの役割・機能の強化
- 一時保護所の基準策定
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- 児童をわいせつ行為から守る環境整備 など

1-3 国の取組②

こども基本法制定

こども家庭庁設置（令和5年4月1日）

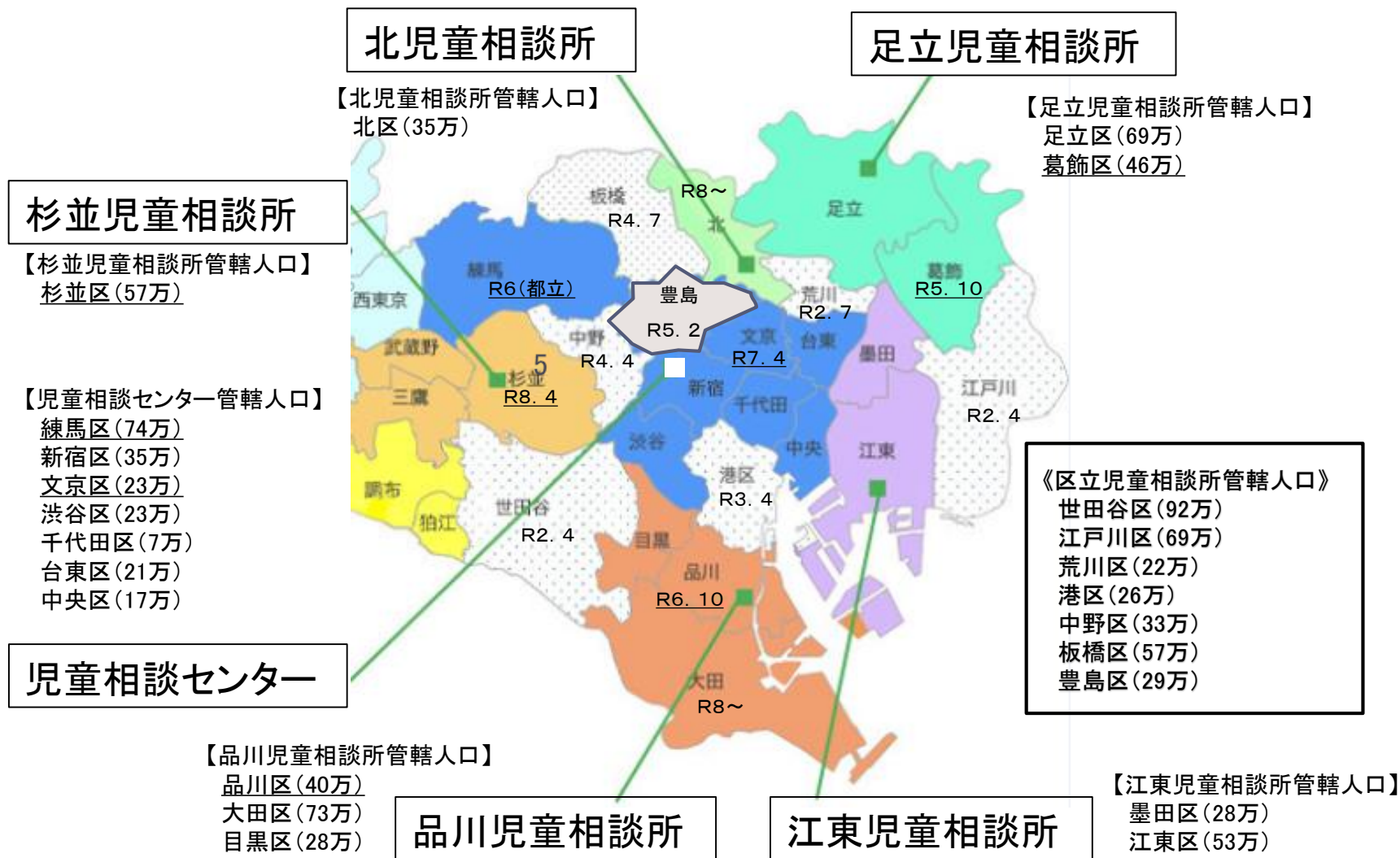
こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を強力に推進する。

（内閣総理大臣直属の機関として、内閣府の外局として一元的に企画・立案・総合調整）

○ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管

（内閣府の子ども・若者育成支援や子ども貧困対策、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務など）

1-4 都内児童相談所の設置状況 (R5. 3月現在)



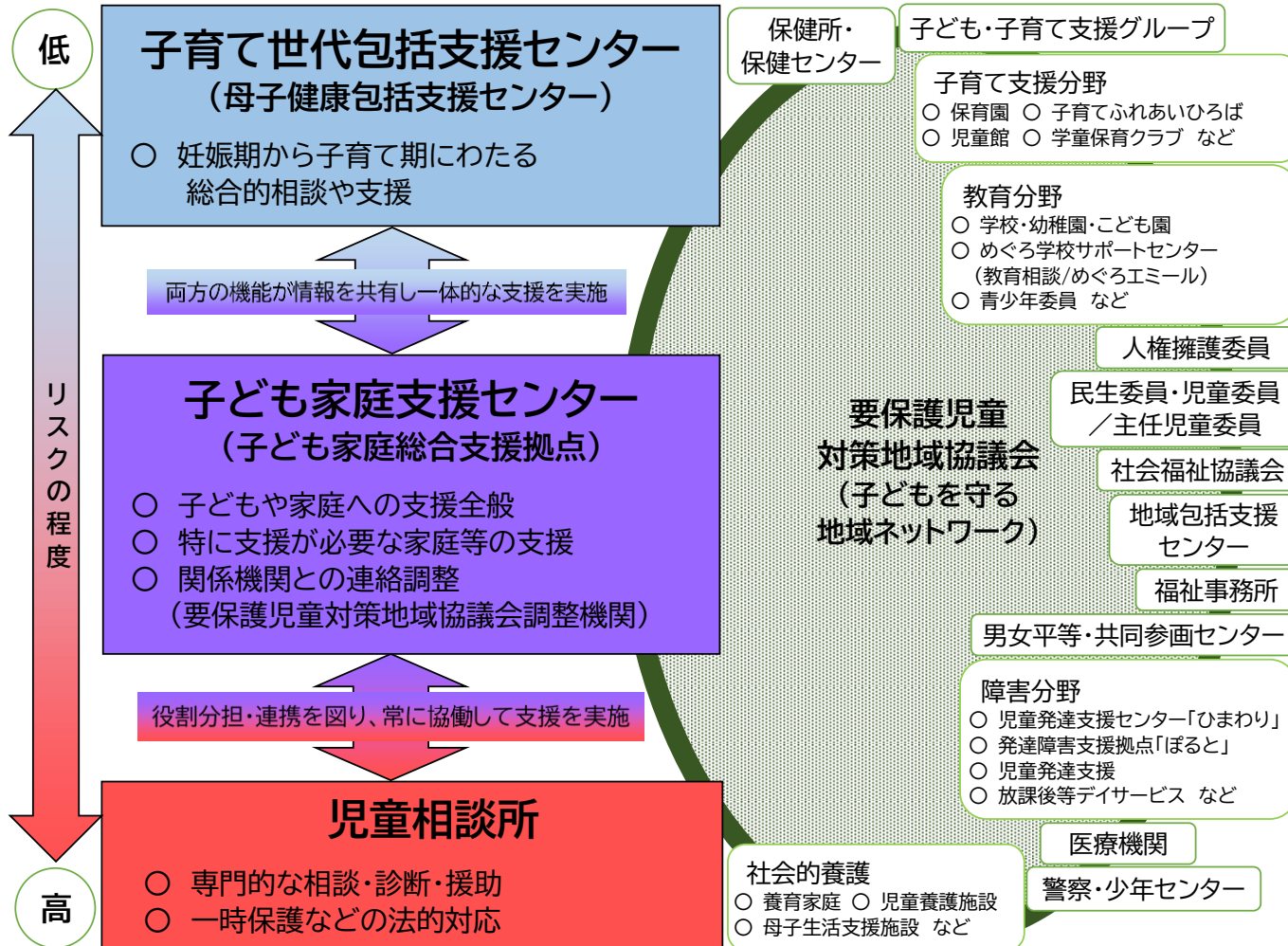
2-1 総合的な子ども家庭支援体制①

妊娠期から青年期までの 包括的な子育て家庭への支援の実現

- 子育て子育ちに関する深刻化、複合化する課題に対して、子どもの最善の利益を第一に考え、子育て、保健、医療、福祉、教育などの機関が連携しながら支援する体制の構築
- 子どもの意見・視点を尊重した子育ち支援の実現

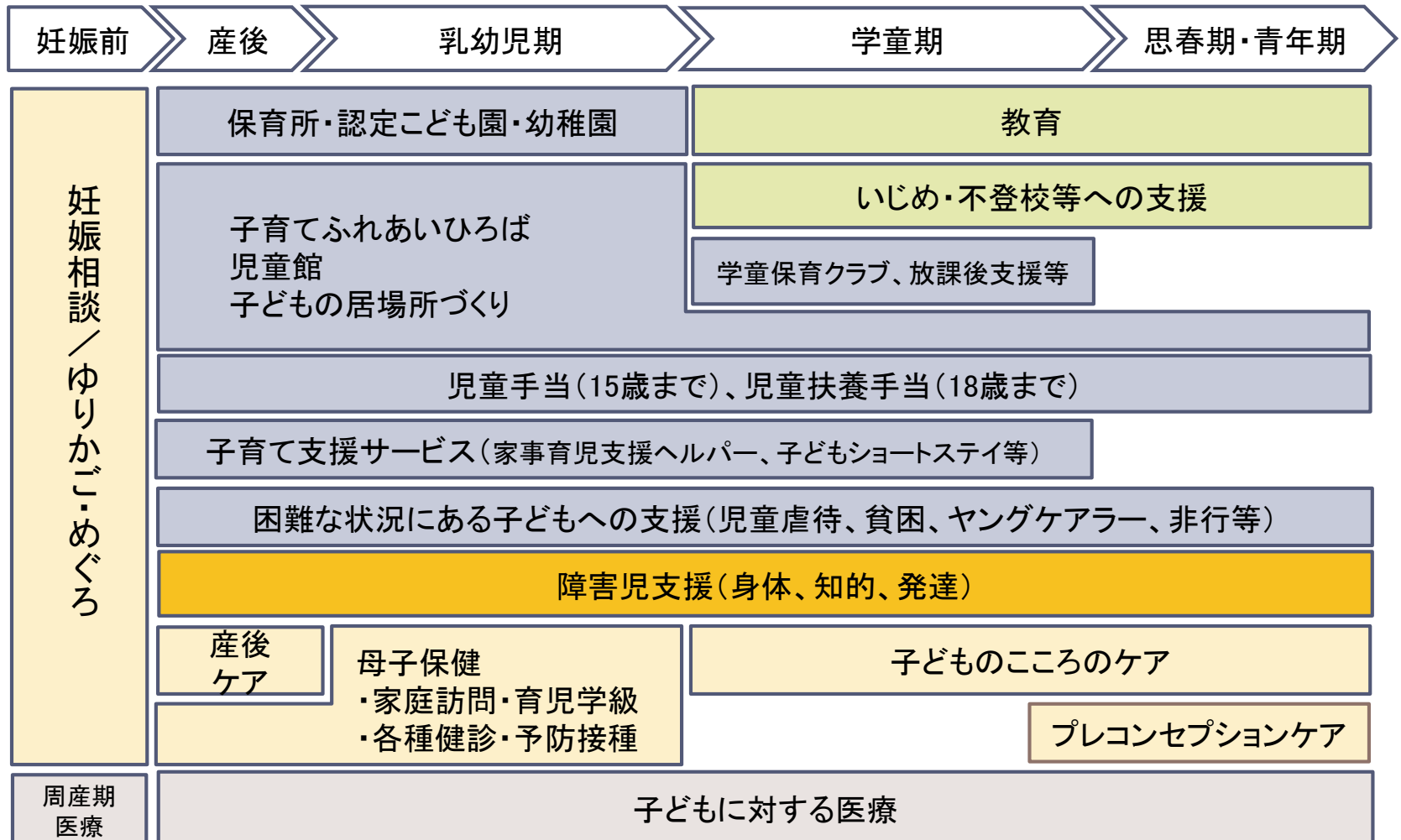
2-1 総合的な子ども家庭支援体制②

目黒区子ども家庭相談体制(イメージ図)



2-1 総合的な子ども家庭支援体制③

区の支援体制のイメージ図（妊娠期から青年期までの包括的な支援体制を目指す）



2-2 支援のための環境整備①

(1) 児童虐待への対応と子どもと子育てのための拠点整備

(ア) 必要となる施設

○児童相談所（一時保護所を含む）

○こども総合相談センター（仮称）（以下の機能を網羅）

- ・こども家庭センター（健康推進部、子育て支援部）
- ・乳幼児健診・歯科健診（健康推進部）
- ・子育てふれあいひろば（子育て支援部）
- ・児童発達支援（健康福祉部）
- ・教育支援（教育委員会）
- ・青少年、若者支援（子育て支援部、教育委員会）
- ・プレコンセプションケア（健康推進部）

(イ) 拠点整備に向けた事前準備（鷹番保育園閉園後暫定設置）

○子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センターとの連携強化

（こども家庭センター）

○東京都児童相談所サテライトオフィスの誘致

（サテライトオフィスの設置に関しては、現在、東京都と具体化に向けて協議中）

2-2 支援のための環境整備②

(2) 拠点整備地の確保

○整備地について

- ・ 利用者の利便性が高い
(子ども、子育て家庭が気軽に立ち寄れる)
- ・ 幹線道路に面している
- ・ 可能な限り両施設の一体性を確保
- ・ 警察署との連携



以上の条件を踏まえ検討した結果、幹線道路（目黒通り）に面して利用者の利便性が比較的高く碑文谷警察署が近接していることなどを踏まえて、碑文谷保健センター（児童相談所・一時保護所）及び第三ひもんや保育園（こども総合相談センター（仮称））の場所を活用した施設整備が最適と判断。

3 総合支援拠点への移行イメージ

